

⑥特定毒物の使用者について（意見）

薬品管理規程 5.5 化学薬品の使用の項に、特定毒物に関しては、特定毒物研究者でなければ使用することができない旨が定められている。しかしながら、「毒物管理簿(1)出入記録」によると、特定毒物研究者の資格を有するもの以外の者が使用者名として記載されているものがあつた。実際は特定毒物研究者の管理のもとに作業が行われているとのことであるが、特定毒物に関しては規程の趣旨に鑑み、厳密に規程に準拠する必要があると考える。

6. 人事管理事務

(1) 研究職を対象とした給与規程等について

研究職の全職員を対象とした給与規程等については、以下のものが定められている。

- ・ 職員の給与等に関する条例（以下、「給与条例」とする）
- ・ 職員の給与に関する規則（以下、「給与規則」とする）
- ・ 職員の給与に関する実施規則（以下、「給与実施規則」とする）

上記の「給与条例」第8条において、研究職給料表が別表第2として定められていることが規定され、「給与規則」第4条において、健康環境科学研究センターに勤務し、試験研究又は調査研究業務を行う者に適用されることが規定されている。

(2) 研究職を対象とする人事評価制度について

研究職を対象とする人事評価制度の改善として平成14年度から、行政サービス機関としての役割に対応した研究のみならず、普及指導やコーディネイト等の業務経験を適正に評価する仕組みとして、研究職昇任審査会調書様式を改善し普及指導、コーディネイト業務等の実績一覧を記載することにした。

(3) 研究職に係る人事方針等について

健康環境科学研究センターにおいては、研究職を計画的に育成する方針、制度及び試験研究機関に応じた適切な勤続年数、ローテーションといった方針、ルール等につき、特に明文化されているものはないが、研究員の高齢化、減員が進むなか、優秀な人材の確保、職員間の調査分析業務等の技術移転を必要としていることを認識しており、本庁、県下行政機関職員のうち、該当資格取得者等から研究員として受け入れ、養成を行っている。また、新たなニーズに対応し、今後ますます高度化する課題を解決していくためには、研究員の研究能力、マネジメントの能力の向上を図るとともに、研究活動を活性化させることが重要であると考え、大学委託研究生制度（人事課制度）を活用し、大学との人事交流を推進している。

なお、当該制度の活用状況については、(6)研究者の人事交流を促進する制度、民間派遣研修制度、大学院派遣制度についてに記載している。

(4) 研究職等の職員の発明等への意欲を増進させる制度について

知的財産に対する社会的認識が高まり、職務発明の対価に関し新たな基準の判例が示されているなか、職員の発明意欲を高め、優秀な研究員を確保する観点から、発明者に相応の還元を図るため、その貢献度を適切に反映するように登録補償及び実施補償を実施している。

これに関するものとして、「職員の職務発明等に関する規則」が定められており、平成16年度

の改正により、登録補償に関しては2倍（特許権に関して1件につき2万円）に、実施補償に関しては一律3割にするとともに上限額を撤廃した。

なお、登録補償、実施補償の支給実績は次のようにごく僅かである。

	平成16年度				平成17年度			
	登録補償		実施補償		登録補償		実施補償	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
特 許	0	0	0	0	0	0	1	(136千円) 40,800

金額欄の上段（実施補償のみ）は収入額（千円）、下段が補償額（円）。人数は延べ人数

(5) 研究職の海外及び国内留学について

海外派遣については、論文発表等必要に応じて出張程度を行っているのみであり、留学については海外、国内ともに留学制度はない。

(6) 研究者の人事交流を促進する制度、民間派遣研修制度、大学院派遣制度について

当センターの派遣制度の活用実績は大学委託研究制度のみであり、過去5年間の実績は以下の通りである。

平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
2人	1人	1人	0人	1人

なお、派遣者の選定過程につき、平成15年度及び17年度を対象として申請書、決裁書等を閲覧し、「試験研究機関大学委託研究生制度実施要領」の遵守状況を検討した結果、手続は適正に行なわれていた。

(7) 任期付研究員等外部人材の活用について

任期付研究員等外部人材の活用については、当センターにおいては実績がない。

(8) アウトソーシング（民間委託）の活用について

調査研究・分析等を外部委託するか否か、すなわち、調査研究・分析等を当センターが行うのか、民間に委託するかについての決定は、本庁の各主務課が行うため、現状では、当センターにおいて業務の効率性、経済性の観点から、アウトソーシングの可否を決定することはない。

実績としては本庁環境局がダイオキシン類の水質・底質・土壌の環境調査、公共用水の水質監視調査の一部について外部委託しており、また、来年度より騒音調査について外部委託する予定

である。

(9) 研究マネジメント研修について

研究員のマネジメント能力の向上のため、研究マネジメント研修を科学振興課が平成14年度、平成15年度及び平成16年度に実施し、これに参加したとのことであった。

7. 原価管理事務

(1) 原価管理の状況

試験研究に関する原価管理に関して監査上は主に、研究開発事業の分類内容、研究開発事業の採算性、コスト管理（研究課題別原価計算）及び試験・検査単価の決定方法について質問を行った。

① 研究開発事業の分類内容

当センターで実施している試験研究の分類については、明確に文書化されたものはなく、各部の必要に応じて分類されているとのことであつたが、外部に説明する場合のひとつの分類としては、補助事業による研究、国等からの委託事業としての研究、企業等との共同事業としての研究、経常研究に分類される。

原価管理の視点からは、それぞれの研究に要する費用を事前、事後にどのように把握し、管理してゆくかが問題となるが、各々で求められる原価管理の目的については多少の差がある。原価管理の目的の観点からは4つの研究を、補助事業による研究、国等からの委託事業としての研究、企業等との共同事業としての研究（以下、この3つの研究を受託研究等という）と経常研究に分けられると考える。前者は、外部資金提供者との間において、受託する研究事業に必要な費用（主として直接経費）を事前に把握し、交渉し、契約（合意）し、先方に請求することが必要であり、また、それらの費用については、外部資金の提供者に報告する義務があるため、実績をフォローすることが求められているものである。これに対し、後者は、受託研究のような制約はなくコストの面からいえば、設定された研究予算の枠内に費用を抑えることが求められている研究といえる。以上のことから、原価管理の視点からの研究の分類としては、受託研究と経常研究の観点からみることとする。

② 受託研究等の採算性、コスト管理

受託研究等には補助事業による研究、国等からの委託事業としての研究、企業等との共同研究があるが、当センターでは「兵庫県立健康環境研究センター外部資金導入研究取扱規程」を定め、財団その他外部の機関から、受託研究費又は設備・用品を受け入れて行う研究に関し、基本的なことを定めている。このなかでは、受け入れの原則として、外部資金導入研究は、県民の健康、環境行政に成果が期待できるなど、業務上有意義であり、かつ、本来の業務に支障をきたすおそれがないと認められる場合において、受け入れるものとされている。この原則の下、申請、審査会による受け入れの可否の決定、採択通知と契約の締結、外部資金の受給方法等に関し手続きが定められている。しかしながら、受託研究費の算定方法、基準等については、独自の規程は定められていない。

このため、現状の原価管理としては、受託研究等において報告が求められる直接経費につい

てのみ予算管理を行うと共に、実績を把握する（明細表にまとめる）ことができるようにしている。実務上の必要性から言えば、現在の原価の管理で十分とも言えるが、これら受託研究等には、支弁の対象となっていない研究者の person 費や、機器等の減価償却費などの間接費がかかっており、これらすべての費用を把握することが研究の評価を行う上で必要と考える。即ち、兵庫県の費用（税金）を用いて行なう研究である以上、説明責任を果す上で兵庫県として研究の評価（効率性、有効性）をすることは必要であり、そのためには成果に対するコストを把握し両者を対比することができるようにすること（研究課題別原価計算）が必要不可欠であると考える。

③ 経常研究のコスト管理について

経常研究については、受託研究等のように直接費の把握が契約等において求められていないため、GLP（優良試験基準）に基づいた運営管理はなされているが、原価の管理はほとんど行われていない。即ち、人頭研究費（100 千円/人）として予算配分はされているが、研究テーマごとの予算は作成されておらず、テーマごとの実績コスト（人件費、直接経費、原価償却費等の間接費）の把握も行われていない。しかしながら、受託研究等と同様、兵庫県として県民の税金を使って研究を行う以上、説明責任を果す上で研究の評価（効率性、有効性）をすることは必要であり、そのためには成果に対するコストを把握し両者を対比できるようにすること（研究課題別原価計算）が必要不可欠であると考えます。研究課題別原価計算を行い、研究の評価を行うことは、人事評価や成果主義的要素を取り入れつつある給与制度がより公平に行われるための基礎データを提供すると共に、県民或いは議会、予算担当者に対し、限られた予算を適切に配分するための基礎資料を提供することにもなると考えられ、この面においても有用であると考える。

④ 試験検査単価の決定について

健康環境科学研究センターで実施している依頼試験に係る料金は、「使用料・手数料料金規則」に基づき徴収されている。この使用料、利用料金の単価については「健康環境科学研究センター手数料算出基準」に基づき算定されており、「1. 収納事務（2）手数料」の項において適正に単価が算出されているかに付き検討した。その結果は、同項において「C. 監査の結果及び意見」として記載しているので、参照願いたい。

(2) 原価管理に関する意見

上記の原価管理に関する意見を整理すると、以下の通りである。

① 研究課題別原価計算について（意見）

研究開発事業は、いくつかの観点から分類しうるが、いずれの研究開発事業においても、すべての費用（人件費、直接経費、減価償却費等の間接費を含む）を把握する課題別原価計算を行うことが必要であると考え。現在の研究開発事業については、受託契約金額を決める際、直接経費のみならず人件費や間接経費をも必要な費用として一部認識しているものもあるが、研究課題別に全ての費用を実績として集計しているものはない。県民の税金を用い研究開発業務を行う以上、研究開発業務の有効性、効率性の判定をすることは必要であり、そのためには効果（成果）のみではなく、費用の面からも捉え直すことが必要である。その基礎資料を提供する上で、研究課題別の原価計算が必要であると考え。

なお、現在の原価管理・コスト管理は、外部資金提供者に対する説明責任を果たすため、直接経費の把握を中心に行っているが、コストには人件費、間接費（減価償却費、その他諸経費）が含まれるため、これらもコストとして把握する事が必要である。特に、研究費用の中で占める割合の高い人件費については、研究テーマ毎に日報等による時間管理をすることが必要になると考える。

②手数料に対応するコストについて（意見）

健康環境科学研究センターにおける依頼検査の試験手数料単価は、温泉分析試験のように当研究センターが独自に単価設定を行うものと、水質検査等の手数料のように健康福祉事務所が単価設定を行い、当研究センターがその単価を利用するものがある。しかしながら、両センターが単価設定をする際の設定方法、積算対象となる費用項目に差がある。公平の観点からは、算定方法に統一性を持たせることが望ましい。

また、当研究センターの算定基準として、「健康環境科学研究センター手数料算定基準」があるが、作成後30年は経過しているものと思われる。内容的にも合理性にかけると思われるもの（人件費、光熱水費）、基準に準拠せず算定されているもの（減価償却費）、状況の変化に対応し変更されていないと思われる箇所（年間の勤務日数、1週間の要勤務時間）があり、作成基準そのものの見直しをする必要があると考え。

IV 生活科学研究所

1. 収納事務

(1) 現金出納事務について

当研究所において、現金出納簿に出納記帳される取引は、主に研究施設を利用する者が支払う使用料が対象となる。

現金の取扱い事務については、農林水産技術総合センターと基本的に同様であり、詳細を述べるのは省略するが、監査手続として平成17年度にかかる現金出納簿を閲覧し、受入額（収入）については即納書、利用許可申請書及び施設使用料調定明細書と照合した。また、払い出し（指定金融機関納付）については現金出納簿を閲覧することにより、払い出しが適時に行われているかどうか確認した（現金残高は毎日公金金融機関に収納されているので基本的にゼロとなっており、平成17年度の現金出納は年間累計で受入及び払出額が72,600円と比較的少額となっている）。

いずれもまた、即納書については過去3年間の保存がなされているかどうか、また適切な管理（連番管理、不使用分の適切な裁断等）がなされているかどうかを質問し、適切にされているという回答を得た。

また、かい長である所長が所掌される現金及び物品の出納及び保管の事務並びに現金、物品及び債権の記録管理の事務について適時に検査されているかどうか「かい長自己検査表」を閲覧した。

(2) 収入金額の推移

生活科学研究所における過去5年間の収入額の推移は下記のとおりである。

(単位：千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
使用料	144	127	58	80	72
雑入	37	40	77	286	93
合計	181	168	136	366	166

上記の主な内容は下記のとおりである。

1. 使用料 …生活科学研究所の施設（研究室、耐火耐爆室、テストキッチン等）の使用料
2. 雑入 …太陽光発電による電力の電力会社買い上げ料金及び雇用保険個人負担金等

監査上は、平成17年度の収入状況について内訳明細等をもとに下記のように確認した。

①使用料

平成17年度の収入個別表と現金出納簿の受入額年間累計額と照合し、（現金出納事務の項

においても記載したが) 現金出納簿に記載された各受入額の金額について即納書、利用許可申請書及び施設使用料調定明細書と照合した。

なお、各施設の利用実績については「施設利用実績表」が作成されており、平成16年度～平成18年度の利用状況は下記のとおりである。

(上段；即納分、下段；減免分)

		振動発生装置	機器分析室	理化学実権室	研修室	耐火耐爆室	屋内再現室	恒温恒湿室	無響室	多目的実験室	テストキッチン	合計
平成16年度	回数	—	—	—	16回	2回	—	3回	1回	—	2回	24回
	金額	—	—	—	50	16	—	9	2	—	1	80
	回数	—	—	2回	1回	—	—	—	—	1	—	4回
平成17年度	回数	1回	—	1回	12回	1回	—	—	1回	2回	2回	18回
	金額	19	—	2	43	5	—	—	1	1	0	72
	回数	—	—	8回	5回	—	—	—	—	—	2回	17回
平成18年度	回数	—	—	—	17回	2回	1回	—	3回	—	1回	24回
	金額	—	—	—	58	16	1	—	2	—	0	80
	回数	—	—	—	6回	—	—	—	—	—	3回	9回

(注1) 回…利用回数、金額は千円単位で端数は切り捨て、収納(即納)金額を意味する。

(注2) 平成18年度は11月までの実績である。

この施設利用実績表によれば、利用実績が全くない施設があるように見えるが、この点について確認したところ、本来の使用目的である生活科学研究所の職員が試験研究に使用しており、全く利用されていない施設はないとのことであった。

また、「兵庫県立生活科学研究所の設置及び管理に関する条例」第12条2項によれば、「使用料の免除を受けようとする者は、兵庫県立生活科学研究所使用料免除申請書を知事に提出しなければならない。」と記述されている。このため、これらの案件(上記表(下段)の使用料が減免された案件)について漏れなく使用料免除申請書が提出されているかどうか質問した結果、提出されているとのことであった。

2. 支出事務

生活科学研究所の平成15年度から平成17年度までの過去3年間の節別の支出の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
報酬	8,926	8,824	7,307
職員手当等	-	-	50
共済費	1,023	1,031	1,058
賃金	-	-	1,548
報償費	267	316	211
旅費	1,790	2,019	1,934
需用費	19,279	12,577	13,144
役務費	2,556	2,146	2,225
委託料	5,939	5,438	4,192
使用料及び賃借料	3,850	3,705	3,232
工事請負費	-	-	1,916
備品購入費	4,730	1,612	1,339
負担金・補助及び交付金	56	56	56
合計	48,420	37,707	38,217

(1) 人件費

A. 概要

生活科学研究所の常勤職員の人件費は、本庁で予算計上され、生活科学研究所の予算として令達されず、収支決算に反映されない(但し、常勤職員に対する児童手当については職員手当等として処理され、反映されている)。生活科学研究所の収支決算に反映されるのは、非常勤嘱託員(参与及び研究専門員)に対する報酬、日々雇用職員に対する賃金、非常勤職員及び日々雇用職員に対する社会保険料及び労働保険料(専門研究員については、労働保険料のうち、労災保険料のみ)並びに非常勤嘱託員及び日々雇用職員に対する通勤交通費支給額である。

平成15年度から平成17年度までの過去3年間の人件費総額(予算として令達されない常勤職員に係る県庁負担人件費を含む)は以下のとおりである。

(単位：千円)

区分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
県庁負担人件費 (人員)	128,510 (14)	123,490 (14)	127,738 (14)
常勤職員に対する児童 手当(職員手当等)	—	—	50
試験研究機関の人件費 (人員)	10,520 (3)	10,746 (3)	10,514 (4)

また、平成 17 年度の生活科学研究所の収支計算に反映されている常勤職員に対する児童手当及び試験研究機関の人件費の支出額の内訳は、次のとおりである。

(単位：千円)

内 訳	金 額
報酬	7,307
賃金	1,548
共済費	1,058
職員手当等	50
小 計	9,963
通勤旅費(注)	600
合 計	10,564

(注) 節としては、旅費に計上されている。

非常勤嘱託員に対する報酬については、各種の非常勤嘱託員設置要綱に基づいて支出額を決定している。日々雇用職員の賃金については、兵庫県賃金単価に基づいて支出額を決定している。

B. 実施した手続

- ①常勤職員の人件費については、原則として本報告書の対象としていないが、以下の手続については実施した。
 - a. 超過勤務手当については、平成 18 年 3 月支出分の残業時間が多い上位 3 人に関して、時間外勤務命令簿及び給与支給明細書と照合し、時間外勤務手当支給の妥当性、資料相互間の整合性について検討した。
 - b. 特殊勤務手当については、平成 18 年 3 月支出分の特殊勤務手当(有害物等取扱作業手当)について、特殊勤務作業実績表、特殊勤務日誌及び超過勤務手当等支給明細書を照合し、特殊勤務手当支給の妥当性、資料相互間の整合性を検討した。
- ②非常勤嘱託員及び日々雇用職員の人件費については、以下の手続を実施した。
 - a. 平成 18 年 3 月支出分の報酬及び賃金に関して、支出負担行為兼支出決定書、報酬支給明細書、賃金支給明細書等を照合し、資料相互間の整合性を検討した。また上記検討分のう

ち、非常勤嘱託員の報酬が月額に基づく支給の人員については人事発令通知書と報酬支給明細書を、日額に基づく支給の人員については人事発令通知書、勤務実績証明書と報酬支給明細書を、日々雇用職員については、県からの単価の通知文書、勤務実績証明書と賃金支給明細書を照合し、資料相互間の整合性及び支出額の妥当性を検討した。

- b. 平成18年3月支出分の共済費に関して、支出負担行為兼支出決定書と社会保険料の計算資料を照合し、資料相互間の整合性を検討した。また、平成17年度の概算精算額と労働保険概算・確定保険料申告書を照合し、資料相互間の整合性を検討した。

C. 監査の結果

①常勤職員の人件費に関する上記の監査手続の結果は以下のとおりである。

- a. 実施した手続の範囲において、生活科学研究所の常勤職員に対する超過勤務手当に関する支払事務は、適切に処理されているものと認められた。
- b. 実施した手続の範囲において、生活科学研究所の常勤職員に対する特殊勤務手当に関する支払事務は適切に処理されているものと認められた。

②非常勤嘱託員及び日々雇用職員の人件費に関する上記の監査手続の結果は以下のとおりである。

- a. 実施した手続の範囲において、生活科学研究所の報酬及び賃金に係る支払事務は、適切に処理されているものと認められた。
- b. 実施した手続の範囲において、生活科学研究所の共済費に係る支払事務は、適切に処理されているものと認められた。

(2) 需用費及び備品購入費

A. 概要

需用費とは、県の行政事務の執行上必要とされる物品（備品、原材料に含まれないもの）の取得及び修理等に要する経費で、その効用が比較的短期間に費消される（例外 修繕費、印刷製本費）性質のもので、具体的には消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、賄材料費、飼料費、医薬材料費等が含まれる。

備品購入費とは、法239条に規定する物品のうち、需用費及び原材料費で購入する物品を除いたものの購入に要する経費である。

なお、平成17年度の生活科学研究所における需用費支出額の細節内訳は次のとおりである。

(単位：千円)

内 訳	金 額
消耗品費	1,549
燃料費	534
食糧費	20
印刷製本費	1,309
光熱水費	3,093
修繕費	3,465
研究材料費	1,939
その他	1,232
合 計	13,144

B. 実施した手続

需用費及び備品購入費について、以下の手続を実施した。

- a. 平成17年度に支出した20万円以上のもの（但し、需用費については同年度の支出金額上位3細節（光熱水費、修繕費及び研究材料費）を対象）について、支出事務が適正に実施されていること（契約方法及び契約業者の選定過程の妥当性を含む）を確かめるため、決裁書、見積書、入札・契約に必要な関係書類、予定価格調書、改札結果表、契約書（請書）、支出負担行為書、支出決定書（支出負担行為兼支出決定書を含む）、検査調書、請求書等を照合し、内容を検討した。
- b. 検収日（物品等の購入日）から支払日までの期間が長いもの（3ヶ月以上）のもの、金額及び理由について確認した。

C. 監査の結果

需用費及び備品購入費について、上記の監査手続の結果は以下のとおりである。

- a. 実施した手続の範囲において、生活科学研究所の需用費及び備品購入費に関して、各証憑間に整合性があること及び内容を確認した結果、契約方法及び契約業者の選定過程の妥当性を含む支出事務が適正に処理されているものと認められた。
- b. 該当案件はなかった。

(3) 旅費

A. 概 要

旅費は公務のために旅行する者に対し、旅行に要する費用を支給するものであり、鉄道等の運賃、日当及び宿泊料等からなる。

旅費には、常勤職員が公務のために旅行するのに要する経費（以下、(3)においては「旅費」とする）と、非常勤嘱託員等の非常勤職員が職務上旅行に要する経費（以下、(3)においては「費用

弁償」とする)がある。旅費については、「職員等の旅費に関する条例」(以下、「旅費条例」という)、「職員等の旅費に関する規則」(以下、「旅費規則」という)等が適用され、また、費用弁償については、「臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例」、「非常勤職員の給与等に関する規則」等が適用される。

業務上旅行の必要が生じた場合には、旅行予定者が旅行命令簿を作成し旅行命令権者の承認を得る。国内旅費は旅費システムに、出張者、期間及び旅行先等基本的データを入力することにより、システムに予め記録されている上記「旅費条例」、「旅費規則」等に基づく経路、運賃等から旅費の計算が行われ、支出負担行為兼支出決定書に基づき財務会計システムに入力することにより支払が処理される。但し、海外旅行は旅費システムでは処理できず、旅費請求書により手計算により、旅費計算が行われる。なお、概算払いは行っていないとのことであった。

B. 実施した手続

旅費について、以下の手続を実施した。

- a. 平成17年度の旅費のうち、支出金額上位3位のものを出出し、旅費の支出を裏付ける旅行命令簿、出勤簿、旅費請求書、支出負担行為兼支出決定書、受領書、超過勤務命令簿、旅行命令に対する復命書と照会した。また、抽出した案件につき、「旅費条例」、「旅費規則」等に基づき支出額が適正に行われていたか再計算した。
- b. 平成17年度で旅費の精算手続が遅れている案件の有無及び該当案件がある場合のその理由について検討した。

③監査の結果

上記の監査手続の結果は、以下のとおりであった。

- a. 実施した手続の範囲において、生活科学研究所の旅費について、各証憑間に整合性があること、旅行命令が適正に発せられ、旅行の実態があるものと認められた。また、抽出した案件につき、旅費の支出額の再計算を行った結果、「旅費条例」、「旅費規則」等に基づき適正に行われているものと認められた。
- b. 該当する案件はなかった。

(4) 役務費、報償費、使用料及び賃借料

A. 概要

役務費とは、県がうけた純粋に人的なサービスの提供に対して支払われる費用であり、具体的には通信運搬費(切手代、電話代等)、保管料、広告料、手数料等が含まれる。

報償費とは、講演会、講習会、研究会等の講師謝礼、人命救助者に対する謝礼等の提供された役務に対する反対給付のほかに純然たる奨励の意味をもつものが含まれる。

使用料及び賃借料とは、他者が所有する資産を使用し、その対価として支払われる経費である。主なものは、リース料である。

B. 実施した手続

役務費、報償費、使用料及び賃借料のそれぞれについて、平成17年度に支出が行われた金額上位3件について、支出事務が適切に行われていること（契約方法及び契約業者の選定過程の妥当性を含む）を確認する為に、決裁書、見積書、支出負担行為書、支出決定書（支出負担行為兼支出決定書を含む）、請求書等と照合し、内容を検討した。

C. 監査の結果

実施した手続の範囲において、生活科学研究所の役務費、報償費、使用料及び賃借料のそれぞれについて、契約方法及び契約業者の選定の選定過程の妥当性を含めた支出事務が適正に実施されているものと認められた。

3. 請負・委託契約事務

生活科学研究所が平成17年度に締結した請負契約及び委託契約について、契約事務手続が契約に関する法令及び規定等に準拠していることを確認するとともに、コスト削減の観点から、予定価格の決定方法及び業者選定の状況等についても併せて検討することとした。

(1) 監査対象取引の選定基準及び監査手続

当研究所における平成17年度の発注契約上位6件（請負及び委託契約各々上位3件ずつ。どちらかが6件に満たない場合は他方の抽出件数を増やし合計で6件）について契約関係書類（起案、業者選定、入札、契約、支出、検査までの一連の事務手続きに関する書類、すなわち決裁書、予定価格調書、入札書、開札結果表等）を提示いただき、契約管理状況を検討した。

(2) 監査の結果

上記監査の結果、以下のような事項がみられた。

A. 契約管理状況に関する事項

①業者選定過程の明確化について（指摘事項）

契約形態	契約内容	契約金額（千円）
随意契約	ユニバーサル化整備工事	1,706
指名競争入札	庁舎清掃委託	1,159
随意契約	空調設備点検委託	787

これらの契約について、それぞれ3社、5社、3社が入札あるいは見積り合わせに参加しているが、どのような基準でこれらの業者が参加対象として選定されたのかに関して決裁書上には明確な記載がなく、確認できなかった（ただし、庁舎清掃委託に関しては、メモ書きにて「入札参加資格者名簿のうち清掃業者として県の実績のある5社」と記載されていた）。選定過程を明確に記載しておく必要がある。

②契約締結資料一覧表の作成について（意見）

契約締結において入手あるいは作成しておくべき資料の一覧表は作成されていない。一覧表を作成し、これをチェックリストとして活用することにより必要書類の入手・作成漏れが防止しえると思われるため検討いただきたい。

B. 契約状況に関する事項

①長期間の契約継続先の適否検討について（意見）

5年間同一の業者と継続して委託契約を行っている案件は以下のとおりである。特に立地条件、業務遂行能力等の制約により実施業者が限られてしまうといった事情もあるとは思われるが、他の業者では実施できないのかどうか、契約金額は妥当なものかどうか、といったことを継続的に検討しておく必要がある。

案件名	業者	年度	金額(千円)	契約の方法	備考
空調設備等保守点検委託	A社	13年度	819	随意契約	
	A社	14年度	819	随意契約	
	A社	15年度	819	随意契約	
	A社	16年度	787	随意契約	
	A社	17年度	787	随意契約	イ
消防設備等維持点検委託	B社	13年度	100	随意契約	
	B社	14年度	100	随意契約	
	B社	15年度	100	随意契約	
	B社	16年度	100	随意契約	
	B社	17年度	100	随意契約	イ
ホイスクレーン保守点検委託	C社	13年度	201	随意契約	
	C社	14年度	201	随意契約	
	C社	15年度	201	随意契約	
	C社	16年度	201	随意契約	
	C社	17年度	201	随意契約	ロ
エレベータ保守管理	D社	13年度	778	随意契約	
	D社	14年度	693	随意契約	
	D社	15年度	693	随意契約	
	D社	16年度	693	随意契約	
	D社	17年度	693	随意契約	ロ
自家用電気工作物保守点検	E社	13年度	340	随意契約	
	E社	14年度	340	随意契約	
	E社	15年度	352	随意契約	
	E社	16年度	308	随意契約	
	E社	17年度	308	随意契約	ロ
廃液処理施設保守点検	F社	13年度	693	随意契約	
	F社	14年度	693	随意契約	
	F社	15年度	693	随意契約	
	F社	16年度	693	随意契約	
	F社	17年度	693	随意契約	ロ

イ 複数社から見積り合わせを入手した結果、前年度と同じ業者と同じ契約金額にて決定したもの。
 ロ いずれも一社随契であり、基本的に前年度と同じ契約金額にて決定したもの。

②落札率について

平成17年度の指名競争入札案件の予定価額総額、契約価額総額、落札率、は以下のとおりであった。

(請負契約)

該当なし

(委託契約)

	件数	予定価格総額 (千円)	契約価額総額 (千円)	落札率
本所	1	1,301	1,159	89.1%

4. 設備・機器、備品の管理事務

重要物品計算書によると、平成18年3月末日時点における重要物品の状況は以下のとおりである。

	数量 (台)	購入価額 (千円)
理化学機器及び計測機械	24	102,414
工作機械	1	4,530
その他	2	4,425

また、当研究所から提示を受けた、過去5年間の資産の取得及び廃棄の状況は以下のとおりである。

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
取得件数 (台)	19	28	16	10	18
金額 (千円)	2,072	2,941	4,730	1,612	1,339
廃棄件数 (台)	2	33	15	11	9
金額 (千円)	137	3,271	12,377	3,167	2,495

(1) 備品管理について

備品管理要領第6条において、「出納員（当研究所においては管理部長）は、備品出納簿により備品の出納状況を整理し、適正な管理を図るものとする」、と規定されている。備品出納簿へは、備品担当者が物品納入時に物品に対してシール（備品整理票）を貼り、この時点で記載するという事になっている。この備品出納簿への記載状況を検討したところ、以下のような点が見られた。

① 備品出納簿の不備等について（指摘事項）

- a. 備品出納簿については各年度ごとの締め切りの記載が必ずしも実施されておらず、年度末にどの資産が何点残っているのかが一覧して把握しづらくなっている。「備品管理要領の取扱いについて」第4 備品の出納に関する事項 において、「備品出納簿は、年度毎に出納状況を集計しておくものとする」とされており、年度終了時には締め切りを実施し、年度末における備品有り高を確定する必要がある。なお、現行の財務規則等によると、特に備品関係に関しては定期的に実地棚卸を実施するようには規定されていない。コストとの兼ね合いもあるが、受払い記録を確実に実施し、この継続記録による理論残高と現物とを照合することは資産管理の基本であり、実施することが望まれる。
- b. 下記に関しては、同一物品に対して手書きとパソコン（ワープロソフト）の2枚の備品出納簿が重複して作成されていた。（同備品は9月に廃棄されているが、このうちのパソコン

分のみ廃棄の旨が記載され、手書きの分はそのままとなっている)。これは、従来は備品出納簿は手書きであったが、動きのあったものから順次パソコンに移行していったところ、パソコン移行済みの物品に関して手書きのものが残ったままとなっていたものである。移行時に、移行した旨を明確にしておく必要がある。

(単位：千円)

資産コード	摘要	金額
13-132-105	自動熱分析装置	4,310

②備品出納簿の電算化について（意見）

現状、備品出納簿は新規のものから順次ワープロソフトにて作成している。表計算ソフトを利用し、データベース化すればより適切な管理が可能であると思われる。

③備品出納簿の整理番号の付け方について（意見）

現行の備品出納簿は、備品の分類（大分類－中分類－小分類）ごとに一枚の備品出納簿に記載している。取得一点ごとに確実に枝番（整理番号）を付与し、管理できていれば問題は生じないが、何点かを一度に購入し、備品出納簿上の一つの行にこの複数点を記載し、その後このうちの一部を処分したような場合など、備品出納簿の記載が煩雑になる可能性がある。

④要管理備品の金額基準の見直しについて（意見）

備品管理要領第2条によると、備品とは使用耐用期間がおおむね1年以上にわたり、かつ取得価格が20,000円以上のものをいうとされており、備品については備品整理票を各備品に貼付し、備品出納簿に記載する等の管理を実施する必要がある。金額基準を見直すことにより、より重要な備品に対してより重点的な管理ができる可能性もあることから、金額基準の見直しも検討すべきである。

⑤付保基準の検討について（意見）

保険の加入方針は特になく、建物、動産その他に関して火災保険には一切加入していない。これは、火災の可能性が低いものに対してまで付保するとコストがかさんでしまうためとのことであったが、付保基準を検討することが望ましい。

(2) 備品の現物確認

重要物品から10点、その他の備品から10点、計20点を抽出し、現物照合を実施した。その結果、以下の点が指摘される。

① 所在不明のものについて（指摘事項）

備品出納帳には記載されているが、所在の確認ができないものが存在した。

② 廃棄記載漏れのものについて（指摘事項）

備品出納帳には記載されているが、実際には平成7年に廃棄されており、既に現品はないものが存在した。廃棄時における廃棄記載漏れであった。

③ 現物は存在しているが、現在ではほとんど使用されていないものについて（意見）

重要物品の中でも特に昭和50年代に取得されたようなものも多く、これらの中には故障中等現在ではほとんど使用されていないようなものも存在する。この中には、本来は廃棄すべきであるが、多額の費用がかかるため廃棄されていないといったものも存在するとのことである。

(3) 試験研究機器の使用状況について

① 使用頻度の少ない試験研究機器について（意見）

試験研究機器の使用状況の調査を依頼したところ、中には平成17年度の使用回数が1ケタ台という試験研究機器も存在した。試験研究機器という性質上、頻繁に使用するようなものばかりではないとは思われるが、当初の使用計画と乖離がないかどうか、また、転用等を含めもっと利用することはできないのか、あるいは今後の使用可能性を考えた場合、廃棄すべきではないかということも検討の必要がある。

主なもの（取得価額5,000千円以上、平成17年度における使用実績が10日間以内のもの）は以下のとおりである。

備品名	取得年月	購入価格 (千円)	平成17年度 使用日数	備 考
インストン型 万能引張試験機	S53.9	11,500	8	交換用の部品がなく、使用不可 (平成18年度更新予定)。

5. 薬品の管理事務

当研究所においては劇物、毒物の安全で適正な管理・使用を行うため「兵庫県立生活科学研究所毒物及び劇物の安全管理に関する規程」を制定している（なお、現在は毒物の使用はない）。

この規程に定められた様式にて「毒劇物保管管理台帳」を作成し、管理している。この中から任意に抽出し、管理状況を検討した。その結果は以下のとおりである。

①台帳への記載ミスについて（指摘事項）

台帳から任意に抽出し、現物との照合を実施した（なお、規程上、年一回以上自己点検を実施することとされており、これに従って実施されているとのことである）。一部について記載ミス（未開封のものが2ケのところ1ケと記載）がみられたものの、概ね良好に記載されているものと認められた。

②取得後長期間経過している薬品について（意見）

中には取得してから長期間経過し、使用期限の関係から実験用に使用するの是不適当であるというものも存在した。他用途に転用できるものもあるとのことではあるが、不要であっても廃棄にコストがかかるため積極的に廃棄は実施していないとのことであった。劇物という性格上、盗難等の事故防止あるいは管理コストの観点からも、明らかに使用見込みのないものについては廃棄を検討する必要がある。

③毒劇物保管庫（鍵）受渡し台帳の記載ミスについて（指摘事項）

規程上、毒劇物の保管庫の鍵に関しては、その受け渡し状況を明確にするため、管理部において「毒劇物保管庫（鍵）受渡し台帳」を記載・備付することとされている。この「毒劇物保管庫（鍵）受渡し台帳」を閲覧したところ、「毒劇物保管管理台帳」における劇物の払い出し日と一部不整合があったため質問したところ、「毒劇物保管庫（鍵）受渡し台帳」への記載漏れが生じていたものとのことであった。規程に則り、厳格に運用する必要がある。

6. 人事管理事務

(1) 研究職を対象とした給与規程等について

研究職の全職員を対象とした給与規程等については、以下のものが定められている。

- ・ 職員の給与等に関する条例（以下、「給与条例」とする）
- ・ 職員の給与に関する規則（以下、「給与規則」とする）
- ・ 職員の給与に関する実施規則（以下、「給与実施規則」とする）

但し、生活科学研究所には研究職の職員は在籍していない。

(2) 研究職を対象とした人事評価制度について

生活科学研究所には研究職の職員は在籍していない。

(3) 研究員を計画的に育成する方針、制度及び試験研究機関に応じた適切な勤続年数、

ローテーションといった方針、ルール等について

生活科学研究所における研究員の育成に関する質問に対する回答は以下のとおりである。

当研究所は、生活の科学化並びに消費者の利益の擁護及び増進のための消費者行政機関として、「消費者救済」、「消費者啓発」、「製品事故防止」を主たる業務としており、その業務の性格として消費者問題に対して短期間で結果を出し、事業者への改善要請や消費者啓発を行う即時的な要素が大きい。

また、試験・研究の対象は生活用品全般にわたるため、食品化学・農芸化学・機械工学・電気工学・住生活学・被服学・環境工学・薬学・人間工学等の幅広い試験・研究知識をベースとしながら、消費者行政の観点からの取り組みが必要である。

このため、試験研究・苦情処理テストに携わる職員は行政職技術吏員（生活科学技師）であり、研究職の職員はいない。

また、新たなニーズに対応し、高度化されていく商品等に対応するためには、試験・研究に携わる職員の技術、研究能力の向上を図るとともに研究活動を活性化させることが重要であると考え、毎年、県立試験研究機関等実務責任者会議を開催して技術交流を図るとともに、(独)製品評価技術基盤機構や(独)農林水産消費技術センターとの連携を行っている。

なお、適切な勤続年数、ローテーションといった方針、ルール等については、特に確立したものはないとのことであった。

(4) 研究職等の職員の発明等への意欲を増進させる制度について

知的財産に対する社会的認識が高まり、職務発明の対価に関し新たな基準の判例が示されているなか、職員の発明意欲を高め、優秀な研究員を確保する観点から、発明者に相応の還元を図るため、その貢献度を適切に反映するように登録補償及び実施補償を実施している。

これに関するものとして、「職員の職務発明等に関する規則」が定められており、平成16年度の改正により、登録補償に関しては2倍（特許権に関して1件につき2万円）に、実施補償に関しては一律3割にするとともに上限額を撤廃した。

なお、登録補償及び実施補償の実績は未だない状況である。

(5) 研究職の海外及び国内留学について

研究職の海外及び国内留学制度に関しては、制度そのものがないとのことであった。

(6) 研究者の人事交流を促進する制度、民間派遣研修制度、大学院派遣制度について

人事交流を促進する制度、民間派遣研修制度、大学院派遣制度の有無及び平成17年度以前の5年間の派遣実績について質問したところ交流実績はなく、研究職は在籍していないことから派遣実績もないとのことであった。

(7) 任期付研究員等外部人材の活用について

任期付研究員等外部人材の活用制度及び平成17年度以前の過去5年間の任用実績について質問したところ、非常勤嘱託員としての研究専門員制度（「県立生活科学研究所研究専門員設置要綱」に基づく）があり、いずれの年度においても1名を任用しているとのことであった。

(8) アウトソーシング（民間委託）の活用について

業務の効率性、経済性の観点から試験研究のアウトソーシング（民間委託）の活用実績の有無について質問したところ、アウトソーシングの活用実績はないとのことであった。アウトソーシングを活用していない理由についての回答は次のとおりである。

試験研究においては、消費者・生活者の観点から専門的な知識や技術と多くの経験を有する職員が、実際の使用に即した条件や想定される使用方法などを考慮したテスト方法を創意工夫しながら行う必要があるため、画一的な測定しか行わない外部委託は行えない。しかし、試験・研究のうちJISなどの既定法によるテストを行う場合については、部分的に外部委託を行うことも考えられるため、効率性を検討しながら、実施していく予定である。

苦情原因究明テストにおいては、材質や強度等を調べれば原因を特定できるといった単純なものではなく、苦情品の材質や形状・品質・性能等や使用時の状況、取扱説明書等を精査したうえで、苦情原因の仮説を立てることが重要である。仮説の検証により苦情原因が絞られた場合でも、

苦情原因がその商品の使い方に起因するものであれば、それが「正常使用」なのか、あるいは「誤使用」であるのか、誤使用でも「事故を予見できる誤使用」なのか「非常識な誤使用」なのかを見極める必要がある。こうした仮説を立てたり、使い方が正常使用か誤使用かの判断は、職員の経験・知識・技術等に頼るところが大きい。テスト過程において新たな仮説を発見することもあり、単純に効率性を求めて外部委託することは困難である。

また、他の試験研究機関の機器利用については、当該試験研究機関の固有業務があり、長期にわたる試験・研究での利用は難しい。苦情原因究明テストにおいても突発的・緊急的に必要なときに割り込むのが難しいという事情がある。もし、割り込みで借用できた場合でも、試験条件の設定変更等が必要であり、元の状態にして返すまでには相当な時間や経費がかかるため、相手側の研究を阻害することになり、實際上、他の試験研究機関の機器利用は困難である。

(9) 研究マネジメント研修について

研究員のマネジメント能力の向上のため、研究マネジメント研修を科学振興課が平成14年度、平成15年度及び平成16年度に実施し、これに参加したとのことであった。

7. 原価管理事務

(1) 研究テーマ別原価計算

当研究所では、研究テーマごとのコストについて予算配分は行っていないが、各テーマごとに各職員が調査試験研究企画書を作成し、その研究内容と経費を調整し、所内決定を行い、進行管理を行っているとのことである。

研究テーマごとのコストの実績は、「試験研究実施経費一覧」を年度毎に作成しており、平成17年度は下記のとおりであるとのことだが、このコストには人件費及び光熱費や設備の償却費などの間接的に発生するコストは含まれていない。

(単位：千円)

	研究課題	需用費	役務費	備品その他	計
自	ダイエット食品等に含まれるカフェイン量に関する研究	368	—	—	368
	室内環境に対するペットの与える影響と家庭用掃除機によるハウスダスト除去特性に関する研究	453	—	409	862
主	報知音と音声案内の実用効果に関する研究	72	—	33	105
	癒しをねらいとした商品と感情コントロールに関する研究	131	—	110	241
研	高齢者の自転車の安全利用に関する調査研究	—	54	—	54
	電子レンジの利用実態と食品の加熱等に関する研究	29	—	—	29
究	晴雨兼用傘の実用実態に関する研究	95	—	—	95
	洗濯物の部屋干しに関する調査、研究	25	106	85	217
	着衣も視野に入れた温熱環境改善に関する研究	17	20	85	122
共同研究	電池式住宅用火災報知器の実用性に関する研究	73	—	—	73
	コンビニ等で販売される弁当の栄養分に関する研究	334	—	135	470
計		1,601	180	859	2,641

上記表に基づき以下の手続きを実施した。

- ① 調査試験研究企画書が作成されているかどうかの検討
- ② 決裁書が作成されているかどうかの検討
- ③ 実績経費について仮称「担当者別・研究課題別支出経費一覧」と照合し、一部について支出負担行為連絡伝票と照合

その結果、決裁書における決裁日が記載されていないものが散見された。

(2)原価管理に関する指摘事項及び意見のまとめ

上記の原価管理についての指摘事項及び意見を整理すると次のようになる。

①研究テーマごとのコスト集計について（意見）

研究課題別原価計算は、経済性や効率性の観点から研究の成果を測定するための有効な情報を提供すると考えられ、また、研究課題の選定段階で見積もりコストを把握することができれば研究課題の必要性や有効性、効率性などの評価に当たって重要な情報を提供することになると考える。当研究所では、研究テーマごとのコストについて予算配分は行っていないが、各テーマごとに各職員が調査試験研究企画書を作成し、その研究内容と経費を調整し、所内決定を行い、進行管理を行っているとのことであるが、この企画書に記載されている経費には人件費及び光熱費や設備の償却費などの間接的に発生するコストは含まれておらず、実績についてもこれらの間接的に発生するコストが含まれていない。

当研究所の規模で厳密に原価計算を実施する意義は乏しいと思われるが、調査試験研究企画書作成段階における研究課題の見積もりコストの中に人件費及び光熱費や設備の償却費などの間接的に発生するコストを盛り込んでおくようにした方が、より有効な情報提供ができるのではないかと思われる。

また、実績についても研究員がどのようなテーマにどれだけ従事しているか日報等により時間管理はされていないとのことだが、テーマ毎に費やした時間の把握はできるようにしておくことが望まれる。

②試験研究に関する決裁書（指摘事項）

平成17年度にかかる試験研究について決裁書を入手したところ、決裁日が記載されていないものが散見された。決裁日は各試験研究の実行が承認された時点を示す重要な記載項目だと思われるので記載漏れがないようにしておくよう留意が必要である。

V. 福祉のまちづくり工学研究所

1. 収納事務

福祉のまちづくり工学研究所における直近5年間の収入の推移は、以下の通りである。

(単位：千円)

区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
県受託事業収入	200,203	203,956	190,457	181,616	167,328
その他の受託事業収入	45	32	0	1,191	13,838
製産品収入	3,247	5,324	5,498	3,642	3,317
特許実施料収入	2,292	2,018	1,610	1,925	1,797
雑収入	4,132	770	19	11	10
合計	209,919	212,100	197,584	188,385	186,290

県受託事業収入……………兵庫県より受託している研究事業、普及啓発事業の受託事業収入（平成13年度には、新産業創造機構からの3,656千円の受託事業収入が含まれている）

その他の受託事業収入…外部資金獲得事業（実習謝金、研修受託、国等からの受託事業）からの収入

製産品収入……………義肢装具制作販売による収入

特許実施料収入……………インテリジェント義足の特許料収入が主なもの

雑収入……………公衆電話手数料、助成金等収入

(1) 県受託事業収入

A. 概 要

福祉のまちづくり工学研究所では、平成17年度に、福祉のまちづくりを推進するため、兵庫県より18の研究課題（福祉のまちづくり工学研究所の概要、5主要な業務内容(2)業務の具体的な内容、a.研究事業 参照）につき研究を委託され、主として工学に関する総合的な研究開発を行い、その成果を広く県民に提供することが求められている。契約は、兵庫県と社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団との間において、県立社会福祉施設の管理及び業務の委託として「県立社会福祉施設管理等委託契約書」により一括契約がなされている。ただし、契約は3度の変更契約を経た後に、第7条（委託料の精算）の規程に基づき、精算が行われている。平成17年度に計上されている県受託収入167,328千円は、この委託契約の内、兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所に係る委託料164,860千円と、別枠で認められている施設整備費のうちから、まちづくり工学研究所に

認められた「非常電源用蓄電池の更新」費2,467千円を計上したものである。

B. 実施した手続

受託事業収入の内訳を把握し、契約書、変更契約書、委託料の精算通知、施設整備事業の執行通知等の計上根拠資料と照合し計上金額の妥当性を検証すると共に、計上手続が事業団会計規則に則り、適正に行われているかにつき検証した。

C. 監査の結果

上記手続と実施した結果、受託事業収入167,328千円は、施設管理に係る受託料164,860千円（人件費89,453千円、管理費75,407千円）及び「非常電源用蓄電池の更新」に係る施設整備費2,467千円の合算された金額であり、兵庫県との間における「県立社会福祉施設管理等委託契約書」及び変更契約に基づくものであることを確認した。また、計上手続きも必要な決裁がとられ、調定・収入決議書に基づき計上されており、妥当なものと認められた。

D. 意見

受託事業収入に係る受託研究費について（意見）

県から受託している18件の研究事業費及び普及啓発事業費（管理費を含む）は総額で164,860千円であるが、この18件の研究テーマ別にどの程度の費用が発生したのか確認したところ、費用は直接経費を除き、把握されていないとのことであった。直接経費については、各研究テーマ別に研究番号を採り、この研究番号毎に謝金、旅費、材料、図書、雑費等の科目毎の支出が把握され、「研究テーマ別月別執行状況一覧」が作成されていた。これは、月別に予算の執行状況を管理するために作成されているものとのことであった。しかしながら、兵庫県として県民の税金を使って研究を行う以上、説明責任を果す上で研究の評価（効率性、有効性）をすることは必要であり、そのためには成果に対するコストを把握し両者を対比できるようにすること（研究課題別原価計算）が必要不可欠であると考え。また、直接経費に加え、各テーマ毎に間接費をも含む総費用を研究事業費として把握することは、次の点においても有用になるのではないかと考える。

- イ. 人事評価や成果主義的要素を取り入れつつある給与制度がより公平に行われるための基礎データを提供する
- ロ. 県民或いは議会、予算担当者に対し、まちづくり工学研究所の研究活動を説明する際、研究テーマ・内容、その成果を説明するだけでなく、個々のテーマの費用をも開示することにより、研究活動を費用と効果の視点からも観ることができるようになり、限られた予算を適切に配分するための基礎資料を提供できるようになる

(2) その他受託事業収入

A. 概要

その他受託事業収入では、国等の競争的資金、受託研究・共同研究などの外部資金が収入として計上されている。外部資金に係る研究開発については、「研究開発事業実施要綱」、「共同研究取扱要綱」が定められており、これらに基づき事務手続が行われることとされている。県立試験研究機関の課題のひとつとして、国等の競争的資金などの外部資金の積極的獲得が挙げられており、当研究所においても募集状況情報の入手及び周知に努め、収入の増大を図っている。平成17年度の金銭的に上位2件のその他受託事業の内訳は、次の通りである。

(単位：千円)

研究テーマ	契約相手先	収入金額
人間支援型ロボット実用化基盤技術開発 (リハビリ支援ロボット及び実用化技術開発)	(財)新産業創造研究機構 (NIRO)	11,012
LED照明を用いた夜間の歩行誘導システムの活用に関する研究	(財)国土技術研究センター	1,990

B. 実施した手続

その他受託事業収入のうち金銭的に上位にある2件につき、上記関係要綱、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団会計規則に則り、会計処理及び手続が適正になされているかにつき検証した。

C. 監査結果(指摘事項)

上記手続を実施した結果、「人間支援型ロボット実用化基盤技術開発」については、左記開発に係る研究開発業務の再委託契約締結に係る決裁書、再委託契約書、同委託業務実施計画書、経費発生調書、調定・収入決議書、請求書等を閲覧し、各書類、証憑間の整合性を確認したが、金額を含め整合性につき問題ないものと認めた。又、(財)新産業創造研究機構に請求することとなる経費発生調書のうち、金額の大きい呼気ガス分析器(呼吸代謝測定装置)3,342千円の購入手続につき検討したが、機種選定委員会による機種決定後、理事長の承認が採られ、社会福祉事業団の決裁規則第4条2項に基づき入札が行われ(予定価格に対する落札額の割合は88.4%)、これに基づき契約がなされていること確認した。

「LED照明を用いた夜間の歩行誘導システムの活用に関する研究」については、(財)国土技術研究センター研究開発助成申請書(研究計画書(その1)、(その2)、研究費予定内訳書と含む)及び国土技術研究センター研究開発助成審査結果通知書を閲覧し、又、調定・収入決議書との整合性を確認したが、金額を含め整合性については問題はないものと認めた。しかしながら、(財)国土技術研究センター研究開発助成審査結果通知書によれば、当該研究の助成期間は平成19年3月31日までの1年間とされ、また、研究成果、決算報告書等は平成19年6月末日までに提出が求められていることから、実質的な研究活動は平成18年度に行われるものと考えられる。この研

究活動に対する助成金を平成17年度の事業活動収支計算書に計上することについては、イ. 研究活動が終了していないにも拘らず事業活動の収入の部に計上する自体の問題（事業活動の期間帰属が実態と異なる開示になっているという問題）、ロ. 当該研究活動に係る収入と費用が対応表示されないという問題（収入は平成17年度に計上され、費用は平成18年度に計上されることとなるため、収入と費用が対応されず、有効性、効率性判定の基礎データとして利用し難くなるという問題）がある。また、この会計処理は社会福祉法人の会計基準にも合致しないものとする。

上記指摘事項を除き、収入に係る関係要綱に準拠し、また社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団会計規則に則り、会計処理及び手続がなされているものと認めた。

(3) 製産品収入

A. 概要

福祉のまちづくり工学研究所では、研究のみならず身体障害者の社会参加を支援するため、手足を失った人のための義手・義足や、脳卒中後遺症などによる障害を持つ人のための装具について、高機能化を進める研究を行うほか、身体者障害者福祉法にもとづく補装具製作施設として義手・義足・装具等の製作修理事業を行っている。

製産品収入は、この義手・義足・装具等を製作又は修理をしたときに対価として収受する市町村より受取る公費負担額及び自己負担額からなる。平成17年度は製作・修理等6件 3,317千円の収入が計上されている。

B. 実施した手続

- ①収入として計上された6件の内、任意に2件抽出し、補装具交付（修理）の事務手続において入手することとされている補装具交付（修理）委託通知書、補装具交付券、公費負担額請求書を閲覧すると共に各証憑間の整合性を検証し、また調定・収入決議書と照合し、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団会計規則に則り、会計処理及び手続が適正に行われているかにつき検証した。
- ②公費負担額請求書の一部請求単価につき、義肢・装具及び座位保持装置給付事務取扱要領における単価表と照合し、金額の妥当性を確認した。
- ③平成18年5月末までに納付されていない未入金口について、滞留理由、回収可能性につき検証した。

C. 監査結果

上記手続を実施した結果、

- ①任意に抽出した2件については、補装具交付（修理）の事務手続において入手することとされている補装具交付（修理）委託通知書、補装具交付券、公費負担額請求書が入手され、下

記事項を除き、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団会計規則に則り、適正に処理されているものと認められた。

・義足等の収入の計上時期について（指摘事項）

平成18年5月末までに納付されていない未収入金4件1,058千円の内容について聴取したところ、義足等にかかわる未収入金であったが、1件を除き、監査日現在（11月16日）においても入金されていない。このように入金が遅い理由について聴取したところ、当研究所では、交付金が確定した段階で収入を計上（収入調定）しており、義足等の製作において利用者等との間で調整に日数を要する場合には、完成するまでの期間が長期となり、この間入金しないためとのことであった。しかしながら、会計的に収入を計上する時期は、実現主義（義足等が完成し先方に引き渡し先方が検収してくれた時点で収入に計上すべきとする考え方）に基づくべきであり、現行の交付金確定時点では早期に過ぎると考えられる。

なお、実現主義に基づき収入を計上する時には、対応すべき費用についても、その収入計上時点で計上する必要があるため、翌期に費用計上を繰り越すことが必要になる。このためには、製作依頼案件ごとに費用がいくらかかったかの集計（原価計算）をしておかなければならないが、現在、個々の案件ごとに費用がいくらかかったかの集計はなされていない。これを厳格に行うには、原価管理、原価計算の仕組みを構築することが必要になる。

②公費負担額請求書の一部請求単価と義肢・装具及び座位保持装置給付事務取扱要領における単価表と照合した結果、両者は一致していた。

③平成18年5月末までに納付されていない未収入金は以下の通りである。

（単位：千円）

相手先	金額	内容	収入調定日	
相生市福祉事務所	250	大腿義足製作費	H18/3	H18年10月調整終了
西宮市福祉事務所	379	膝義足製作費	H18/3	監査日(11月17日)現在調整中
垂水福祉事務所	223	股義足製作費	H18/3	同上
尼崎市福祉事務所	204	下腿義足製作費	H18/3	同上
合計	1,058			

義肢装具製作については、利用者が医師の処方をもって製作者に見積書作成を依頼し、その見積書を各福祉事務所へ提出し、それを受け福祉事務所から各製作者あてに交付金額を含めた交付委託通知が行われる。委託費の交付については、義肢装具が完成し利用者に引き渡された後に製作者からの請求をもって各福祉事務所から支払われることとなる。

当研究所では、交付金額が確定した段階で収入調定をしているため、義肢装具製作過程において、利用者との適合調整にかなりの日数を要する困難な事例の場合は、上記のような未収状

況が発生することとなる。

ただし、監査結果①において指摘しているように、交付金額が確定した段階で収入調定をし、収入計上することは会計処理上問題と考える。

(4) 特許権実施料収入

A. 概 要

知的財産の創出と有効活用が、県立試験研究機関の第2期中期事業計画の中においても「機関の自主性、効率性を高める業務運営の展開」の一項目として取挙げられている。

特許料実施料収入はこの知的財産の創出と有効活用の結果、成果として位置づけられる収入である。平成17年度における特許料収入1,797千円の内訳は、次の2件である。

(単位：千円)

特許権の内容	相手先	特許料
インテリジェント義足	(株)神戸製鋼所	1,748
福祉の医療介護サービス安全確認トレーニングシステム	(有)サテライト	49
合 計		1,797

なお、平成13年度から2百万円前後の収入が計上されているが、大半はインテリジェント義足(相手先(株)神戸製鋼所)に係る特許料収入である。

また、各年度の特許権の収入件数は、平成13年度より順に1件→1件→1件→3件→2件と傾向としては増加傾向にある。

B. 実施した手続

特許実施料収入のうち、インテリジェント義足に係る実施料収入1,748千円について、契約書、契約先企業からの売上報告、特許料計算書を閲覧し各証憑間の整合性を検証し、また、調定・収入決議書と照合し、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団会計規則に則り、会計処理及び手続が適正に行われているかにつき検証した。

C. 監査結果

上記手続を実施した結果、インテリジェント義足に係る特許実施料収入は社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団会計規則に則り、規定通りに事務手続きが行われ、また契約書等の証憑間の整合性についても問題となる事項は認められなかった。

2. 支出事務

福祉のまちづくり工学研究所における直近3年間の支出の推移は以下の通りである。

(単位：千円)

事業活動支出	平成15年度	平成16年度	平成17年度
人件費支出	116,305	116,083	106,277
事務費支出	75,509	65,725	71,277
減価償却費	1,482	655	1,706
合計	193,296	182,465	179,261

(1)人件費

A. 概要

福祉のまちづくり工学研究所の常勤職員の人件費は、他の研究機関と異なり兵庫県より委託された18の研究課題の委託料によりまかなわれている。人件費は、正規職員、特別研究員、県派遣職員に対し支給される給与・手当（県派遣職員については管理職手当、通勤手当、時間外手当、勤勉手当のみ）、研究所所長、非常勤研究員に支給される報酬、日々雇用職員に対し支給される賃金、及び法定福利費よりなる。

平成15年度から平成17年度までの過去3年間の人件費総額（兵庫県からの派遣職員を含む）は以下のとおりである。

(単位：千円)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
正規職員に係る人件費 (人員)	23,294 (3)	23,115 (3)	16,383 (2)
試験研究機関の人件費 (人員)	116,305 (21)	116,083 (21)	106,277 (21)

また、平成17年度の試験研究機関の人件費の支出額の内訳は、次のとおりである。

(単位：千円)

内 訳	金 額
給与	44,644
職員手当等	31,424
嘱託員報酬	1,248
報酬（非常勤）	15,087
賃金	1,674
法定福利費	12,196
合 計	106,277

手当については、正規職員及び特別研究員の諸手当で兵庫県社会福祉事業団給与規則に定められている。研究所所長の報酬は、総合リハビリテーションセンター福祉のまちづくり工学研究所所長（非常勤嘱託員）設置要綱に基づき定められている。賃金については、事業団で定めている賃金単価をもとに、総合リハビリテーションセンターで定めて職種ごとに基準額を定めている。

B. 実施した手続

①常勤職員の人件費については、次の手続を実施した。

- a. 超過勤務手当については、正規職員の平成18年3月支出分の中から任意に3名抽出し、時間外勤務命令簿及び給与支給明細書と照合し、時間外勤務手当支給の妥当性、資料相互間の整合性について検討した。また、このうち2名については超過勤務手当の単価について規定どおりに算定されているか、確認した。
- b. 特殊勤務手当については、平成18年3月に支給されている2名につき、社会福祉業務手当が支給される職員であることを辞令により確認した。また、支給額については、「社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団資格手当、職務手当及び業務手当支給規則」の別表「資格手当、職務手当及び業務手当表」と給与支給明細書を照合した。

②非常勤研究員、及び日々雇用職員の人件費については、以下の手続を実施した。

平成18年3月支出分の報酬及び賃金に関して、支出負担・支出決議書、報酬支給明細書、賃金支給明細書等を照合し、資料相互間の整合性を検討した。また、上記検討分のうち、一部を抽出し、非常勤嘱託員のうち報酬が月額に基づく支給人員については辞令と報酬支給明細書を、日々雇用職員については、任用伺い（承諾書を兼ねる）、出勤簿と賃金支給明細書を照合し、資料相互間の整合性及び支出額の妥当性を検討した。

なお、派遣職員の人件費については、本報告書の対象としていない。

C. 監査の結果

①常勤職員の人件費に関する上記の監査手続の結果は、以下のとおりである。

- a. 実施した手続の範囲において、福祉のまちづくり工学研究所の常勤職員に対する超過勤務手当に関する支払事務は、適切に処理されているものと認められた。
- b. 実施した手続の範囲において、福祉のまちづくり工学研究所の常勤職員に対する特殊勤務手当に関する支払事務は適切に処理されているものと認められた。

②非常勤嘱託員及び日々雇用職員の人件費に関する上記の監査手続の結果は、以下のとおりである。

実施した手続の範囲において、福祉のまちづくり工学研究所の報酬及び賃金に係る支払事務は、適切に処理されているものと認められた。

(2) 需用費

A. 概要

福祉のまちづくり工学研究所は、社会福祉法人であり、他の兵庫県所管の研究機関とは異なる「社会福祉法人会計基準」に則った会計を行っている。このため需用費という括りはないが、他の兵庫県所管研究機関とのバランス上、平成17年度の需用費として、以下の勘定科目を対象としている。

(単位：千円)

勘定科目	金額
消耗品費	1,093
印刷製本費	2,468
水道光熱費	11,072
燃料費	6
修繕費	3,009
合計	17,650

B. 実施した手続

- ①過去3年間の推移をとり、著増減している項目の理由を聴取し、その合理性、根拠資料を確認した。
- ②平成17年度需用費のうち、金額的ウエイトが大きく、見積的要素があり、かつ、他の月に比し3月度の支出のウエイトが大きい印刷製本費、修繕費の3月度計上金額20万円以上のものにつき、決裁書、見積結果表（見積書を含む）、請求書、支出負担・支出決議書等と照合し、支出事務（契約方法及び契約業者の選定過程の妥当性を含む）が適正になされているか、3月度購入の合理性について検証した。

C. 監査の結果

上記手続を実施した結果、

- ①過去3年間の推移における著増減項目の理由について聴取した結果は、合理的でありかつ妥当なものと認められた。
- ②実施した手続の範囲において、各証憑間の整合性があること及びその内容を確認した結果、契約方法及び契約業者の選定過程の妥当性を含む支出事務が適正に処理されているものと認められた。

(3)旅費

A. 概要

旅費は、「社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団旅費規則」（以下、旅費規則という）に従い、職員が旅行命令により出張し、又は赴任した場合、及び職員以外の者が旅行依頼により業務の遂行を補助するために旅行した場合において、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算することとされている。また、外国旅行の旅費については、県の例に準じてそのつど理事長が定めるとされている。なお、兵庫県の旅費規程と異なる点としては、日当は支給されないこととされている点が挙げられる。

B. 実施した手続

平成17年度旅費のうち1件当たり10万円以上のものを抽出し、旅費の支給を裏付ける旅行命令簿、概算旅費精算請求書、旅行計画書、復命書と支出負担・支出決議書と照合し、各証憑間に整合性があること、旅行命令が適正に発せられ旅費規則に則り適正な事務手続きが行われていること、旅行の実態があることを確認した。また、旅費の明細と領収書等と照合し、旅費の支出が適正に行われていることを確認した。

C. 監査の結果

上記手続を実施した結果、各証憑間に整合性があること、旅行命令が適正に発せられ、旅行の実態があるものと認められた。また、抽出した案件につき、旅費の支出額の再計算を行った結果、「旅費規則」等に則り、適正に行われているものと認められた。

(4)役務費、報償費、賃借料について

A. 概要

役務費は当社会福祉法人の勘定科目にはないが、純粋に人的なサービスの提供に支払われる費用であり、勘定科目としては通信運搬費（電話料金、送料、郵便料金等）、手数料（振込手数料、各種作業手数料等）からなり、報償費の内容としては委員会委員・講演会講師等の費用であり、

賃借料にはリース料が含まれている。

B. 実施した手続

役務費、報償費、使用料及び賃借料のそれぞれについて、平成17年度に支出が行われた金額上位3件について、支出事務が適切に行われていること（契約方法及び契約業者の選定過程の妥当性を含む）を確認する為に、決裁書、支出負担・支出決議書、請求書等と照合し、内容を検討した。

C. 監査の結果

上記手続を実施した結果、福祉のまちづくり工学研究所の役務費、報償費、使用料及び賃借料のそれぞれについて、契約方法及び契約業者の選定の選定過程の妥当性を含めた支出事務が適正に実施されているものと認められた。

3. 請負・委託契約事務

兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所は社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団の一機関であるが、県立試験研究機関として位置づけられているため、同研究所が平成17年度に締結した請負契約及び委託契約について、地方自治法、同施行令及び財務規則等の契約に関する規程等に照らし、契約事務手続が適正に実施されているか検討し、さらにコスト削減の観点から、予定価格の決定方法及び業者選定の状況等についても検討することとした。

(1) 監査対象取引の選定基準及び監査手続

兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所の平成17年度の業務委託費及び工事請負費の発生額は次の通りであり、請負契約の契約実績がないため、委託契約のみを監査の対象とすることとし、同年度に締結した委託契約のうち契約金額上位6件の契約について契約関係書類等と照合し、質問等の手続を実施した。

(単位：千円)

科 目	平成 17 年度
業務委託費	17,222
工事請負費	-

(注)業務委託費以外の科目に委託契約取引が3件含まれていたため、当該取引についても選定対象に含めている。

(2) 監査の結果

監査の対象として抽出した委託契約は下表の通りであり、契約事務手続については契約に関する規程等に照らし、適正に処理されていた。

しかし、コスト削減の観点から、監査人としての意見は次の通りである。

契約業務名	契約締結方法	予定価格 (千円)	契約金額 (千円)	落札率 (%)	入札 参加者数	備考
遠隔パラメータ書込システム 制作業務	随意契約 (見積合わせ)	2,050	1,930	94.1	3	
下肢状態センサ加工・ 組付業務	随意契約 (見積合わせ)	1,700	1,580	92.9	3	
非常電源用蓄電池 更新工事業務	随意契約 (見積合わせ)	2,468	2,467	99.9	5	
清掃業務	随意契約 (見積合わせ)	—	2,267	—	3	
冷暖房空調設備保守 点検業務	随意契約 (単独)	—	2,697	—	—	①
昇降機保守業務	随意契約 (単独)	—	1,562	—	—	①

(備考欄のNo.は下記No.参照)

①単独随意契約について(意見)

「冷暖房空調設備保守点検業務」契約については、平成14年度は入札を実施しているが(6者による指名競争入札)、それ以外の年度は見積書を契約先1者から徴収しているのみであり、見積合わせは行われていなかった(単独随意契約)。

単独随意契約とした理由は下表の通りであり、単独随意契約としたことについて一定の合理性は認められるものと判断するが、随意契約は入札によることなく特定の者と契約を締結する方法であるため、特定業者との癒着等の危険性が高いことから、適正な運用に努める必要がある。

また、「昇降機保守業務」契約については、少なくとも過去5ヵ年、同一業者が同一金額で契約しているが、平成17年度については見積書の提示がなかった。契約時には必ず入手しているとのことであるが、整理保存しておくべきである。

【単独随意契約とした理由及び過去5ヵ年の契約金額】

(単位：千円)

契約業務名	単独随意契約の理由	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度
冷暖房空調設備保 守点検業務	受注業者は、施設内の大部分の設備の保守管理を担当しており、設備内容を熟知していることから、安全性及び効率性を重視したため、単独随意契約としている。	3,999	3,900	3,900	3,783	2,697
昇降機保守業務 (注)	安全性及び緊急時の迅速対応が可能であるため、メーカーに保守を委託している。	1,562	1,562	1,562	1,562	1,562

(注)長期継続契約を締結した結果、平成18年度の契約金額は、平成17年度に比べ約52%減額した契約金額(756千円)となっている。